

〈目 次〉

第1章 地域別構想の策定目的と位置付け	2
1. 策定の必要性和目的.....	2
(1) 策定の必要性.....	2
(2) 策定の目的.....	2
2. 計画の位置付け.....	3
3. 計画期間.....	3
4. 計画の構成.....	4
第2章 本市における都市づくりの考え方	6
1. 全体構想で掲げる都市づくりの考え方.....	6
(1) 都市づくりの目標像.....	6
(2) 都市づくりの基本方針.....	7
(3) 都市構造と土地利用の考え方.....	8
2. SDGs（持続可能な開発目標）への貢献.....	9
3. 都市づくりにおける各地区の位置付けと関係性.....	10
(1) 都心地区と広域拠点との関係性について.....	10
(2) 都心地区・広域拠点と他の市域との関係性について.....	10
第3章 都心地区	12
1. 都心地区の位置付けと特色.....	12
(1) 都心地区の概要.....	12
(2) 都心地区の位置付け.....	12
(3) 都心地区における今後の都市づくりの方向性.....	13
2. 都心地区における都市づくりのテーマ.....	14
3. 都心地区における都市づくりのエリア.....	15
(1) 都心地区内の各ゾーンやエリアにおける考え方.....	15
(2) 都心地区と密接に関係するエリアにおける考え方.....	19
4. 都心地区における都市づくりの基本方針.....	20
第4章 泉中央地区	34
1. 泉中央地区の位置付けと特色.....	34
(1) 泉中央地区の概要.....	34
(2) 泉中央地区の位置付け.....	34
(3) 泉中央地区における今後の都市づくりの方向性.....	35
2. 泉中央地区における都市づくりのテーマ.....	36
3. 泉中央地区における都市づくりのエリア.....	37
4. 泉中央地区における都市づくりの基本方針.....	38

第5章 長町地区	48
1. 長町地区の位置付けと特色.....	48
(1) 長町地区の概要	48
(2) 長町地区の位置付け	48
(3) 長町地区における今後の都市づくりの方向性	49
2. 長町地区における都市づくりのテーマ.....	50
3. 長町地区における都市づくりのエリア.....	51
4. 長町地区における都市づくりの基本方針.....	52
第6章 今後の都市づくりの展開	62
1. 都市づくりの総合的な推進.....	62
2. 協働まちづくりの推進.....	62
3. 社会の変化に対応する都市計画.....	64
参考資料	66
1. 仙台市都市計画審議会・協議会での検討経過.....	66
2. パブリックコメント.....	67
3. 用語の解説.....	68

- ・本文中「○○○^{*}」とある用語は、参考資料3.用語の解説に説明を記載しています。
- ・各地区の都市づくりの基本方針に掲載しているフォトモンタージュは、都市空間の使い方や活動の一例を示したもので、実際と異なる場合があります。

第1章 | 地域別構想の策定目的と位置付け

- 1 策定の必要性と目的
- 2 計画の位置付け
- 3 計画期間
- 4 計画の構成

第1章 地域別構想の策定目的と位置付け

1 策定の必要性と目的

(1) 策定の必要性

これまで本市では、都心や広域拠点（泉中央地区・長町地区）への都市機能集約と、地域特性を踏まえた地区間の分担と連携が重要であるとの考えのもと、この3地区においてきめ細やかなまちづくり方針を示す都市計画マスタープラン地域別構想（以下、「地域別構想」とする。）を策定（2014（平成26）年3月）し、都市づくりの取り組みを進めてきました。

市域全体における今後の都市計画の方針として、2021（令和3）年3月に策定した仙台市都市計画マスタープラン（以下、「全体構想」とする。）を受け、多様な機能の集積や土地利用が期待される下記3地区について、きめ細やかな土地利用方針や円滑な都市交通の確保、豊かな緑地空間の確保、魅力ある街並み形成の方針などを示すため、新しい地域別構想を策定し、都心や広域拠点それぞれの地区にふさわしい都市機能の集積を一層推進しながら、都市の魅力と活力の向上に取り組んでいく必要があります。

- 商業・業務機能、行政機能、交通結節機能*などの東北を支える多様な都市機能が集積している「**都心地区**」
- 泉区役所や七北田公園、文化・スポーツ施設、商業施設、都市圏北部から都心へアクセスする交通結節点*を有する「**泉中央地区**」
- 長町駅や長町南駅を中心に、商業施設やスポーツ施設、中高層マンションなどの集合住宅の建設が進み、新しい賑わいを創出している「**長町地区**」

(2) 策定の目的

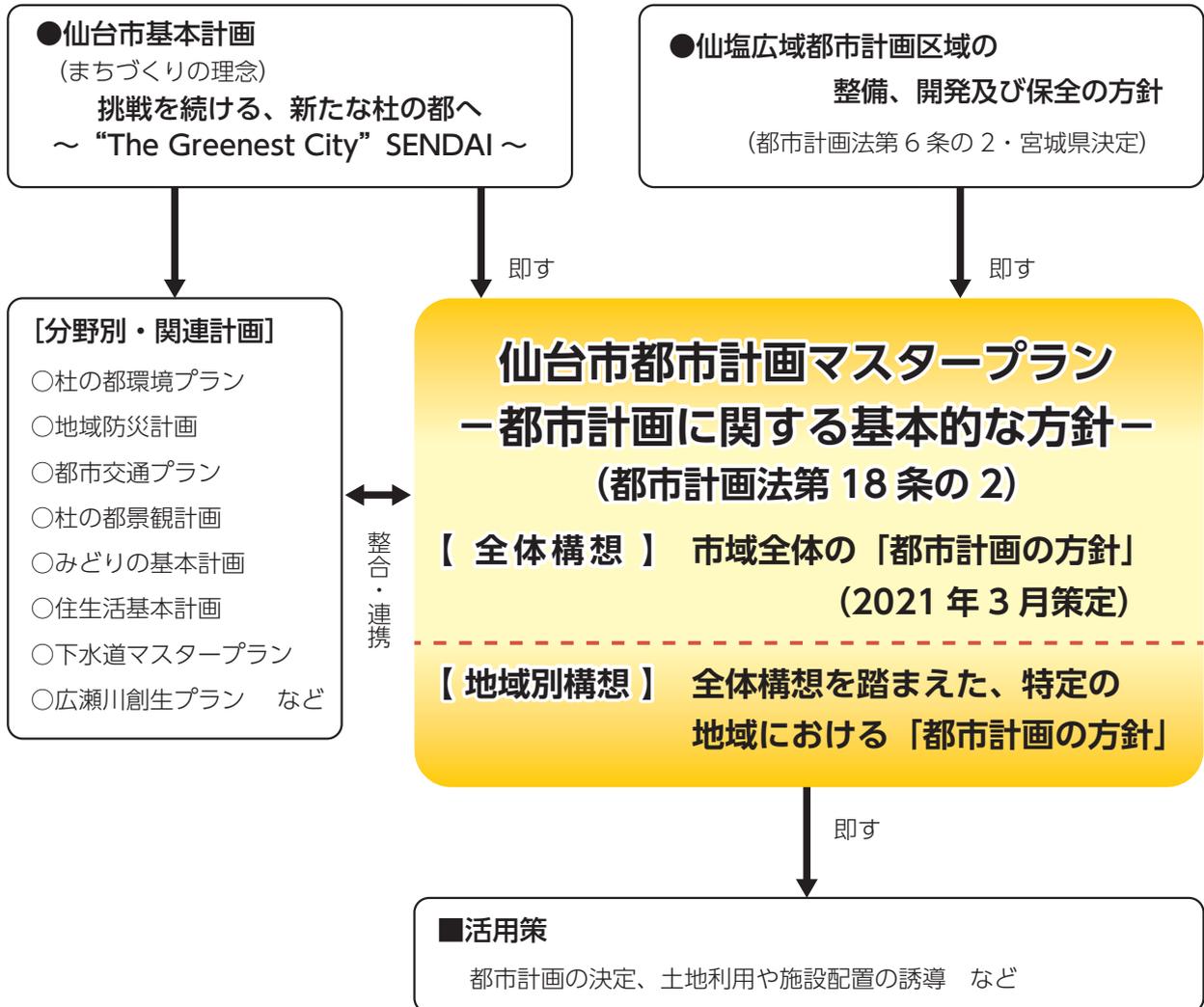
都心地区、泉中央地区、長町地区の3地区では、2014（平成26）年3月に地域別構想を策定して以来、それぞれの地域特性を踏まえた都市づくりに取り組んできましたが、都市づくりの目標の実現には時間を要するため、引き続き、長期的な見通しを定めて取り組んでいく必要があります。そのためには、全体構想と合わせて地域別構想が都市づくりの目標を、各地区の都市づくりに関わる人々と共有しやすい形で示していくことが求められます。

このようなことから、全体構想で掲げる考え方に基づき、中長期的な視点に立った各地区の都市づくりの将来像を示し、その実現に向けた都市計画に係る基本的な方針を明らかにすることを目的に本地域別構想を策定します。

2 計画の位置付け

本地域別構想は、都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として策定するもので、本市の都市計画に関する基本的な方針の一部となり、全体構想と合わせて、本市が定める都市計画の指針となります。

■計画体系における仙台市都市計画マスタープラン地域別構想の位置付け



3 計画期間

本地域別構想の計画期間は、全体構想と合わせて、2030（令和12）年度までとします。

4 計画の構成

本地域別構想の構成は、以下のとおりとします。

■ 「仙台市都市計画マスタープラン地域別構想」の構成

第1章 地域別構想の策定目的と位置付け	
1. 策定の必要性と目的	2. 計画の位置付け
3. 計画期間	4. 計画の構成

第2章 本市における都市づくりの考え方
1. 全体構想で掲げる都市づくりの考え方
2. SDGs（持続可能な開発目標）への貢献
3. 都市づくりにおける各地区の位置付けと関係性

第3章 都心地区	第4章 泉中央地区	第5章 長町地区
1. 地区の位置付けと特色	1. 地区の位置付けと特色	1. 地区の位置付けと特色
2. 都市づくりのテーマ 「杜の都と世界が交流する “最上級”の都市空間へ」	2. 都市づくりのテーマ 「人と人が出会い、 交流広がり 感動あふれる泉中央」	2. 都市づくりのテーマ 「未来とまちを人が繋ぎ、 賑わい・暮らしを 創造する長町」
3. 都市づくりのエリア	3. 都市づくりのエリア	3. 都市づくりのエリア
4. 都市づくりの基本方針	4. 都市づくりの基本方針	4. 都市づくりの基本方針

第6章 今後の都市づくりの展開
1. 都市づくりの総合的な推進
2. 協働まちづくりの推進
3. 社会の変化に対応する都市計画